平成２４年（フ）第１６１６号
大阪市淀川区十三東１丁目１番22号
債務者　とがの工芸株式会社
代表者代表取締役　冨坂　欽一
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　知広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８６号
福岡市南区長丘２丁目16番８―503号
債務者　有限会社スマイルホーム
代表者取締役　原　　幸雄
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後３時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４９４号
福岡市博多区月隈２丁目７番５号
債務者　有限会社マツダ技建
代表者代表取締役　松田　榮人
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　聖士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９０号
山梨県甲府市里吉３丁目７番８号
債務者　有限会社アルバ
代表者代表取締役　三井　真一
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水上　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前10時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７４号
大阪府東大阪市友井２丁目29番29号
債務者　有限会社リュミエール
代表者取締役　小菅　昭三
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６４６号
大阪市生野区新今里１丁目17番16号
債務者　有限会社プロ・ユニット
代表者取締役　武澤　治彦
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　祥雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７号
鳥取県米子市皆生温泉１丁目12番30号
債務者　有限会社岩﨑館
代表者代表取締役　岩﨑　康朗
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　珠希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後１時45分
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１３４号
岡山市中区高屋439番３
債務者　有限会社ナナーズ
代表者代表取締役　七村　高志
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯生　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４７号
神奈川県藤沢市藤沢917番地１ハマハイツ藤沢ビル
債務者　富建工業株式会社
代表者代表取締役　小林　　猛
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　京介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６５号
名古屋市東区矢田１丁目４番６号
債務者　株式会社加藤石油店
代表者代表取締役　加藤　義樹
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須賀　　想
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６０号
岡山市北区野田２丁目10番15号、廃業時の住所岡山市北区西古松１丁目６番３号オムⅦビル２Ｆ
債務者　アドタッチ株式会社
代表者代表取締役　楠田　　崇
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２２号
横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目61番地の１
債務者　コンセプト・ファクトリー株式会社
代表者代表取締役　宗村　義治
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２８号
山形県米沢市松が岬２丁目１番57号
債務者　佐藤　啓一
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　正紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１１２号
埼玉県行田市佐間３丁目８番15号
債務者　久保田惠子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　恵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２７号
広島市安佐北区可部南１丁目24番８―202号エモーションＣ棟、申立時の住所広島市安佐北区亀山１丁目21番14―102号
債務者　川上　修一
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８７号
福岡市南区桧原７丁目９番20―105号
債務者　原　　幸雄
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門2035番地１
債務者　一瀬　　稔
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係